

事務連絡  
平成30年4月27日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課  
（公印省略）

「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」の公表について

急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う各種改正について（平成30年4月10日付け健感発0410第1号）で通知したように、平成30年5月1日より感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく5類感染症（全数把握）として届出が義務づけられることとなっています。

今般、厚生労働省科学研究費補助金の新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「エンテロウイルス等感染症を含む急性弛緩性麻痺・急性脳炎・脳症の原因究明に資する臨床疫学研究」において「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」がとりまとめられ、下記のとおり国立感染症研究所のウェブサイトに掲載されました。

つきましては、本手引きをご活用いただき、届出の遺漏がないよう、関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

記

「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」  
<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/AFP/AFP-guide.pdf>

厚生労働省ホームページ 感染症法に基づく医師・獣医師の届出基準  
急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-05-180413.html>